

「国税庁」を騙る偽メッセージに注意！

携帯電話やパソコンに届く電子メール・SMS(ショートメッセージサービス)等のうち、いわゆる迷惑メールに関連した相談が増えています。「未納料金があります」という架空請求メールが横行していますが、最近では、国税庁を騙る請求メールが新手の手口です。最新の相談事例やアドバイスを紹介します。

【事例1】50歳代 男性 士別市
携帯電話に国税庁を名乗り「未納料金がある」とショートメッセージが届いた。お金を借りている状況であり、それに関連しているのか知りたい。

【事例2】60歳代 男性 士別市
パソコンに国税庁から「所得税4万円が納付されていない」とメールが届いた。最終期日までに納付がないときは、税法の定めるところにより、不動産、自動車などの登記登録財産や給料などの差押処分に着手するとあった。その2日後、また「税務署からのお知らせ」としてe-Taxを利用している方へ配信しているとメールが届いたが、自分はe-Taxを利用したことがない。

【事例3】60歳代 男性 士別市
スマホに「本日中にお金を支払わないと処分執行する。国税法37条により財産差押えとなる」とメールが届き、URLを開くとクレジットカードかプリペイドカードで5万円支払うよう書かれていた。

【ひとこと助言】

これら偽メッセージは携帯電話やパソコンなどあらゆる端末機器に届きます。行政機関を装っているため、【事例1】では多重債務の方や納入確認をしたい方がURLを開封してしまい、トラブルに遭いやすい傾向にあります。国税庁は、ショートメッセージの配信をしていないことから、【事例1】は明らかに偽メッセージです。

また、国税庁では【事例2】のような支払督促や差押予告に関してメール配信をしていませんが、e-Taxからの「税務署からのお知らせ」はしています。但し、本事例の発信元が違っており、偽メールです。e-Taxを利用している方は、公式ホームページから各システムにログインするなど、慎重な対応が必要です。

【事例3】はURLを開封し、請求額が記載されていましたが、それには対応せず被害はありませんでした。今回の事例は全国的にも発生しており、国税庁ではホームページで注意喚起しているため内容を確認するほか、少しでも「おかしいな？」とったり、困ったときは下記相談窓口にご連絡ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでの相談も受けています

